

高等学校就職支援教員活用研究指定校の委嘱に関する要綱

1 趣 旨

この要綱は、生徒に望ましい職業観・勤労観を身に付けさせ、主体的に進路を選択する能力・態度を育成するとともに、就職支援の充実を図ることを目的に、「高等学校就職支援教員（ジョブ・サポート・ティーチャー）」を配置した県立高等学校を対象に、研究委嘱に関する基本的事項を定めるものとする。

2 研究の委嘱

埼玉県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）は、就職希望者のいる県立高等学校を対象に募集を行い、選考により研究を委嘱するものとする。

3 研究領域及び研究主題

(1) 研究領域

研究領域は、「高等学校就職支援教員」を活用した効果的な就職支援を図る観点に基づいたものとする。

(2) 研究テーマ

研究の委嘱を受けた県立高等学校（以下「研究指定校」という。）は、上記研究領域の中で、研究テーマを設定する。

4 研究委嘱の期間

研究委嘱の期間は1年とする。

5 経 費

研究に必要な経費は、研究指定校で負担する。

6 研究指定校に対する指導・助言

県教育委員会は、研究指定校の自主的な研究を踏まえながら、指導・助言を行うとともに、公共職業安定所等の協力が得られるよう配慮するものとする。

7 研究報告

研究報告は、様式1の「研究報告書」を別に通知される期日までに県教育委員会へ提出するものとする。

8 研究発表

研究指定校は、県教育委員会主催の進路指導研究協議会において研究発表を行うものとする。研究発表の資料は、別に通知される期日までに県教育委員会へ提出するものとする。

< 参考 >

- 「高等学校就職支援教員」の業務内容の例を示しますので、参考にしてください。
 - 1 県教育委員会が行うキャリア教育・就職支援に係る事業への積極的に参加する。
 - 2 生徒の希望に基づく求人開拓
生徒の希望に基づき、「高等学校就職支援教員」を活用しながら、求人先の開拓を行う。
 - 3 望ましい職業観・勤労観の育成
 - (1) 指導計画に基づく進路講演会の実施及び資料作成等
 - (2) 3年生を中心とした就職支援
 - ア 就職支援ガイダンス
 - イ 面接指導
 - ウ 求人票、統計資料等の整理
 - エ その他
 - 4 就業体験（インターンシップ）への支援
就業体験の受入先企業の開拓や実施計画の作成等
 - 5 校内研修の充実
 - (1) 進路指導担当教員等研修会
 - (2) 教職員対象研修会
 - (3) 保護者対象研修会
 - 6 就職・採用活動
 - (1) 公共職業安定所（ハローワーク）との連絡・調整
 - (2) 就職面接会等への生徒引率
 - (3) その他
 - 7 未内定で卒業した者への就職支援
未内定で卒業した者に対しては、管轄の公共職業安定所（ハローワーク）等に関する情報を提供するなど、切れ目のない支援を行う。
 - 8 その他
 - (1) 事務的な作業に従事するだけでなく、生徒への直接的な就職指導や教員等の研修の充実を図ること。
 - (2) 県教育委員会が主催する就職支援・キャリア教育推進に係る事業に積極的に協力すること。
 - (3) 「高等学校就職支援教員」配置校には、「就職支援アドバイザー」を原則配置しないものとする。ただし、課程が異なる場合はこの限りではない。